

# 令和6年第1回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 6年 1月18日 (木)

午後2時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

|                            |         |                                |         |     |
|----------------------------|---------|--------------------------------|---------|-----|
| 1                          | 招集告知の日  | 令和 5年12月 8日                    |         |     |
| 2                          | 招集の期日   | 令和 6年 1月18日                    |         |     |
| 3                          | 会 期     | 令和 6年 1月18日から<br>令和 6年 1月18日まで |         |     |
| 4                          | 招 集 委 員 | 4名                             |         |     |
| 5                          | 出 席 委 員 | 3名                             |         |     |
| 6                          | 欠席委員氏名  | 喜多委員                           |         |     |
| 7<br>会<br>議<br>の<br>結<br>果 | 結 果     | 原 案 可 決                        | 修 正 可 決 | 否 決 |
|                            | 提案件数    |                                |         |     |
|                            | 4 件     | 4 件                            | 0 件     | 0 件 |
|                            | 計       |                                |         |     |
|                            | 4 件     | 4 件                            | 0 件     | 0 件 |

| 議案番号  | 件名  |
|-------|---|
| 承認第1号 | 令和5年教育委員会第12回定例会会議録の承認について                |
| 議案第1号 | 湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| 議案第2号 | 湧別町通学路交通安全プログラムの改訂について                    |
| 議案第3号 | 令和6年度教育委員会関係当初予算について                      |
|       |   |
|       |   |
|       |   |
|       |   |
|       |   |
|       |   |
|       |   |
|       |   |
|       |   |

承認第1号

令和5年教育委員会第12回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

令和6年1月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

## 議案第 1 号

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する  
要綱の制定について

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成 21 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

### 記

別紙のとおり

令和 6 年 1 月 18 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正が行われたことから、これに準じ本要綱を改正するものである。

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成21年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(自家用車の公用使用承認の制限)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる場合には、自家用車の公用使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>当該職員の運行前の状態を目視等（顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）での確認及びアルコール検知器（呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの。以下「検知器」という。）を用いた確認により酒気を帯びていることが確認された場合</u></p> <p>(公用使用承認等の手続)</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため運転しようとする職員は、次により手続等を行しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 校長は、前2号の届出がなされたときは、第2条及び前条に規定する要件を満たしている場合に限り、これを受理できるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の<u>状態を目視等（顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）及び検知器の使用により酒気</u></p> | <p>(自家用車の公用使用承認の制限)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる場合には、自家用車の公用使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>当該職員が運行前8時間以内に飲酒している場合。ただし、8時間以内の飲酒がない場合にあっても、前日又は当日に飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間、当該職員の顔色、吐息等から運転に適さないと認められるとき。</u></p> <p>(公用使用承認等の手続)</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため運転しようとする職員は、次により手続等を行しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 校長は、前2号の届出がなされたときは、第2条及び前条に規定する<u>要件</u>を満たしている場合に限り、これを受理できるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の<u>顔色、吐息の異常の有無等</u>を確認しなければならない。</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>帯びの有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(9) 校長は、前条第10号及び前号による確認結果を様式第3号に記録するとともに、その記録を1年間保存しなければならない。</u></p> <p>(交通事故等の場合の処理)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の運行により職員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、公務災害補償を除き、<u>当該事故の当事者間</u>で処理するものとする。</p> <p>3 略</p> | <p>(交通事故等の場合の処理)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の運行により職員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、公務災害補償を除き、<u>当該事故者間</u>で処理するものとする。</p> <p>3 略</p> |



## 議案第2号

### 湧別町通学路交通安全プログラムの改訂について

湧別町通学路交通安全プログラム（令和2年11月教育委員会決定）を次のとおり改訂する。

#### 記

別冊のとおり

令和6年1月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

#### 提案理由

町内小・中・義務教育学校における通学路の交通安全確保に向けた取り組みを推進するため、危険個所の点検を実施し、抽出した対策必要箇所及び対策一覧を追加するため、本プログラムを改訂するものである。

議案第3号

令和6年度教育委員会関係当初予算について

令和6年度教育委員会関係当初予算について、次のように町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

令和6年1月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和6年度予算編成時における、教育委員会関係予算要求について、町長に申し出をするものである。